

令和 7 年度 第 1 回 湯梨浜町農業委員会定例総会議事録

開 催 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 5 日 (火) 午後 3 時 0 0 分			
開 催 場 所	湯梨浜町役場別館 第 3 会議室			
出席委員(12 名)	1 番 土海 政信 委員	2 番 下田 健一 委員	3 番 尾川 寛信 委員	4 番 山田 隆雄 委員
	5 番 長谷川 誠一 委員	6 番 山下 和子 委員	7 番 渡邊 由佳 委員	8 番 清水 武敏 委員
	9 番 横川 力 委員	1 0 番 中村 弘明 委員	1 1 番 蔵本 孝広 委員	1 2 番 山上 真治 委員
欠席委員(0 名)				
出席推進委員(8 名)	1 3 番 赤井 保 推進委員	1 4 番 河井 勝重 推進委員	1 5 番 松本 勝男 推進委員	1 6 番 山本 正義 推進委員
	1 7 番 伊藤 文夫 推進委員	1 8 番 岡本 章 推進委員	1 9 番 音田 孝好 推進委員	2 0 番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0 名)				
職 務 の た め 出 席 し た 職 員	事務局長 吉野 和男 副主幹 中村 武史			
提 案 議 案	第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について 第 3 号議案 非農地の現況証明について 第 4 号議案 農用地利用集積等促進計画の策定について			
報 告 事 項	第 1 号 農業委員会事務局職員の任免について 第 2 号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会 農業委員会憲章 唱和	事務局 下田委員 事務局 長谷川会長 事務局	それでは定刻となりましたので、ただ今から令和 7 年度第 1 回農業委員会の定例総会を開会します。 はじめに、農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。 本日の先導役は、議席番号 2 番の下田健一 委員です。よろしくお願いします。 (農業委員会憲章の唱和) ご着席ください。 それでは開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつをいただきます。 (長谷川会長あいさつ 中略) ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。 農業委員の現員数 12 人に対し、ただ今の出席委員は 12 人であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。 次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により、会長が議長となります。それでは、長谷川会長より進行をお願いします。
2 議事録署名委員の指名	長谷川会長 (議長)	日程 2.「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には、議席番号 9 番の横川 力委員、議席番号 12 番の山上真治委員、両名の方を指名させていただきますのでよろしくお願い致します。なお、会議書記におきましては、事務局にお願いを致します。
3 報告事項 第 1 号 農業委員会事務局職員の任免 について	(議長) 事務局	日程 3.報告事項に移ります。報告事項第 1 号「農業委員会事務局職員の任免について」を事務局より説明してください。 会議書 2 頁です。報告事項第 1 号「農業委員会事務局職員の任免について」を説明します。 農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項、及び湯梨浜町農業委員会事務専決規程第 4 条の規定により、次のとおり湯梨浜町農業委員会事務局職員の任免を専決したので本委員会に報告する

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について	(議長) 事務局	次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局より説明をしてください。 会議書 5 頁です。議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。 次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。 (資料は、5-1 頁～5-7 頁) 番号 1 土地の所在は、大字長江——。地目は、畑。転用面積は、622 m²の内、317 m²です。転用計画の用途は、住宅用地で、施設概要は、一般住宅。建築面積は、86 m²です。譲受人は、泊●●と●●。譲渡人は、倉吉市の●●です。契約内容は、売買による所有権移転です。 立地基準の判定に係る農地区分は、第 1 種農地です。区分決定根拠は、申請地の南側の町道を挟み、南西側に広がる「概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と判断されるためです。 許可根拠規定は、既存集落に居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、「集落接続」と判断しました。通常、第 1 種農地の転用は、原則不許可であります。いくつか例外許可できる規定があり、この度はその規定の一つである「集落接続」でもって許可根拠とするものです。なお、このことについては、事前に許可権者である県とも協議済みです。都市計画区分は、非線引きの都市計画区域内で、公共投資は有です。 事業内容は、一般住宅 1 棟の建築。高さ 15 cm から 20 cm の表土をすきとり、同じ高さで、真砂土により盛土造成を行います。北側と東側の隣接境界線にはコンクリートブロックを設置します。農業振興地域整備計画において農用地からは除外済み。土地改良区の意見書が添付されています。隣接する農地はありません。 頁をめくって頂き、5-1 頁が航空写真の位置図で、左下付近に赤色で囲っている箇所です。一番の一部、東側半分程度の転用申請です。 次の 5-2 頁が現地の写真です。左の写真は、南側に隣接する町道側から撮影、右の写真は、北東側から撮影しています。次の 5-3 頁が公図です。縦に見ていただきますが、申請地は黄色で囲っています。水路を青色、道路を茶色で示しています。申請地周辺の台帳地目を記載していますが、申請地に隣接する農地はありません。 次の 5-4 頁が求積図です。分筆前の申請ですので、求積図、求積表を添付しています。申請地
---	--------------------------	--

議案第 3 号 非農地の現況証明について	(議長) 横川委員 (議長) (議長) 事務局	部分を赤線で囲っています。分筆後の予定地番は、——番となる予定で、面積 317 m²です。 次の 5-5 頁が土地利用計画図です。右側が北の方角になります。申請地を黄色の線で囲っています。申請地の南側の町道との間に水路があるため、南西側進入口に床板を設置する計画です。給水線は緑色、下水線は赤色で示しており、ともに南側に隣接する町道に埋設する上水道、下水道本管につなげます。雨水は、青線で示しており、最終的に南側に隣接する水路に流す計画です。 次の 5-6 頁が建築する住宅の 1 階、2 階の平面図です。次の 5-7 頁が四方から見た立面図ですのでご確認ください。 以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無く、隣接する農地も無いことから周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。説明は以上です。 説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 9 番の横川 力委員より報告をしてください。 申請地に隣接する農地はなく、周辺農地への支障はないことから、この転用計画を認めることについて、問題はないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。 以上で、案件の説明及び現地調査委員の報告を終わります。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり意見決定致します。 次に、議案第 3 号「非農地の現況証明について」を議題とします。事務局より説明してください。 会議書 6 頁です。議案第 3 号「非農地の現況証明について」を説明します。 次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。
---------------------------------	--	---

	事務局	分割審議することにご異議はございませんか。 （「異議なし」の声） 異議なしと認め、農地番号 1 の案件を先に分割審議することとします。それでは、山本正義推進委員は退席してください。 （16 番 山本正義推進委員 退席） 山本正義推進委員の退席を確認しましたので、審議を続けます。議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」のうち、分割審議の案件、農地番号 1 の案件について、事務局より説明してください。 会議書 7 頁です。議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。 次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。 （資料は、7-1 頁） 7-1 頁の農用地利用集積等促進計画案、利用権設定関係です。まずは、分割審議案件です。 議席番号 16 番の山本正義推進委員関連、農地番号 1 です。地権者は、方地●●。土地は、大字方地地内の記載の 1 筆の田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利は、ともに 2 年 8 ヶ月で、無償です。耕作者は、方地の山本正義で、新規契約です。議席番号 16 番の山本正義推進委員関連の分割審議案件の説明は以上です。 説明が終わりました。分割審議案件の農地番号 1 の案件について、これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。 議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議している農地番号 1 の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、農地番号 1 の案件は、原案のとおり意見決定を致します。 それでは、退席している山本正義推進委員に入っていただきます。 （16 番 山本正義推進委員 着席） それでは、山本正義推進委員の着座を確認しましたので、審議を続けます。議案第 4 号の分割
	（議長）	

	事務局	審議以外の案件について、事務局より説明をしてください。 分割審議以外の案件について、説明します。 農地番号 2 と 3、地権者は、はわい長瀬●●。土地は、はわい長瀬地内の記載の 2 筆の畑で、利用目的はネギ栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利、ともに 4 年 8 ヶ月で、10 アール当たり 8,975 円の有償契約です。耕作者は、はわい長瀬●●で、新規契約です。 農地番号 4、地権者は、田後●●。土地は、大字田後地内の記載の 1 筆の田で、利用目的は水稻栽培です。設定する権利は、ともに 4 年 8 ヶ月で、無償です。耕作者は、田後●●で、新規契約です。 農地番号 5、地権者は、上橋津●●。土地は、大字光吉地内の記載の 1 筆の田で、利用目的は水稻栽培です。設定する権利は、ともに 4 年 8 ヶ月で、無償です。耕作者は、南谷●●で、新規契約です。 農地番号 6、地権者は、原●●。土地は、大字原地内の記載の 1 筆の畑で、利用目的は、ほうれん草、スイカ栽培です。設定する権利は、ともに 9 年 8 ヶ月で、無償です。耕作者は、原●●で、新規契約です。分割審議案件以外の案件の説明は以上です。
	(議長)	説明が終わりました。これより質疑を行います。分割審議以外の案件について、皆さんのほうから質疑はございますか。
	河井推進委員	利用権設定について、以前は認定農業者などの担い手に貸付していたと思うが、一般の人、農業を始められた人にも貸付できるのでしょうか。
	事務局	認定農業者などの担い手以外の人でも貸付は可能です。農業委員会としては、この農地を誰が耕作しているかを把握するためにも申請はしていただいています。
	河井推進委員	わかりました。
	(議長)	その他に質疑はございますか。
	音田推進委員	以前は一定規模の農地を持っていないと農地が取得できないとありましたが、今はないのでしょ
	事務局	うか。
		その件は、農地を取得する農地法第 3 条のことで、下限面積のことになります。下限面積は令和 4 年度末をもって廃止されており、誰でも農地を取得できます。ただし、農地の取得ですので、農地として維持管理していただくことが条件になります。

5 その他	音田推進委員 (議長)	わかりました。 その他に質疑はございますか。 それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。議案第4号「農用地利用集積等促進計画の策定について」の内、分割審議以外の案件について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の策定について」は、原案のとおり意見決定を致します。以上で議事を終わります。 それでは、日程5.その他に移ります。
	(議長)	(1)前年度の建議に対する回答説明及び5月定例総会の日程について、説明してください。
	事務局	○前年度の建議に対する回答説明及び5月定例総会の日程について 5月9日(金)午後2時～ 前年度の建議回答説明と意見交換 ※別紙資料 昨年12月に提出、今年3月7日付の回答書を配布します。 本日の説明はありません。各自、内容を確認し、当日の意見交換の準備としてください。 5月9日(金)午後3時～ 5月定例総会 現地調査委員：長谷川 会長、土海 会長職務代理
	(議長)	② 下田健一 委員、③ 尾川寛信 委員、⑩ 伊藤文夫 推進委員
	事務局	(2)湯梨浜町過疎地域とみなされる区域に係る過疎地域持続的発展計画策定委員会委員の選出について、説明してください。 ○湯梨浜町過疎地域とみなされる区域に係る過疎地域持続的発展計画策定委員会委員の選出について、概要を説明 農業委員会委員から1名の選出 ⇒協議の結果、尾川寛信委員を選出(本人承諾)
	(議長)	(3)農地利用の最適化活動にかかる令和6年度実施状況及び令和7年度目標の設定等について、説明してください。
	事務局	○農地利用の最適化活動にかかる令和6年度実施状況及び令和7年度目標の設定等について 資料により説明と活動記録簿記入の手引きの配布説明 1頁から6頁は、令和6年度の状況です。(概要説明) 7頁から9頁は、令和7年度の目標の設定等です。(概要説明)

6 閉会	(議長) 事務局 (議長) (議長)	この令和 6 年度実施状況及び令和 7 年度目標の設定等は、ホームページに掲載します。 令和 7 年度においても委員の皆さんは、月 6 日の活動目標に向けて、活動記録簿への記入もお願いします。 その他に事務局からはございますか。 ありません。 その他に皆さんから何かございますか。 無いようですので以上で終わります。 皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和 7 年度第 1 回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。お疲れ様でございました。 (閉会 午後 3 時 5 7 分)
------	---	---